

いわて技術フォーラム

規 則

平成 25 年 7 月 20 日

序 文

日本技術士会の公益社団法人への移行にともない、県単位の地域組織の位置付けが明確化された。東北の各県技術士会は全国のモデルケースとなるべく、他に先駆けて県支部の設置に動いた。

こうした中、岩手県技術士会は過去の活動の経緯を踏まえ、本部の会員・非会員の別なく技術士同士が一体となって活動することを希求して、支部設立に慎重な立場をとってきた。しかし、その後の情勢の変化に伴って、立場の異なる技術士が相集い同一組織を構成することが困難となった。

今般設立する「いわて技術フォーラム」は、関係諸氏による熟慮断行によって岩手県技術士会から派生した任意団体であり、技術士および関係者が一堂に会する組織である。この会の活動をとおして会員が保有する技術が、よりいっそう社会に役立つことを切望するものである。

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、いわて技術フォーラム（以下、本会という）と称する。

2 本会は、事務局を「盛岡市みたけ四丁目4番20号 一般社団法人岩手県土木技術センター内」に置く。

(目的)

第2条 本会は、公益社団法人日本技術士会 東北本部 岩手県支部（以下県支部という）との提携の下で、会員の専門技術の向上を図り、もって地域の経済社会の発展及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県支部との提携に関すること。
- (2) 会員相互の連絡と協力に関すること。
- (3) 会員の技術の啓発に関すること。
- (4) その他、当会の目的を達成するために必要な事項。

第2章 会 員

(会員)

第4条 会員は本会の目的に賛同する企業、団体、個人とする。

(入会等)

第5条 入会等は次によるものとする。

- 2 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を本会に提出し、承認を得なければならぬ。
- 3 入会を認められた者は、年会費 6,000 円を納めなければならない。ただし、公益社団法人日本技術士会の会員及び準会員は年会費を免除する。

4 既納会費は返還しない。

(退会)

第6条 会員は、次の各号に該当する場合に退会する。

(1) 退会の届出をしたとき

(2) 死亡したとき

2 退会は、書面をもって届出しなければならない。

3 会員が引き続き 2 年間にわたり、督促しても会費を納めないとときは、退会したものとみなす。この場合、退会の旨を本人に通知する。

第3章 役 員

(役員の構成)

第7条 役員の構成は、以下の通りとする。

代表幹事 1 名

副代表幹事 4 名

幹事 13 名以内

会計幹事 2 名

(役員の選出)

第8条 代表幹事は、本会に属する会員の互選によって定める。

2 県支部の役員が当会の役員を兼任することを妨げない。

3 副代表幹事、幹事、会計幹事は、代表幹事がこれを定める。

(代表幹事の役割)

第9条 代表幹事は、本会を代表し、全体会合及び役員会の議長を務める他、本会に関する業務を統括する。

2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、その業務を代行する。

(幹事及び会計幹事の役割)

第10条 幹事は代表並びに副代表幹事を補佐し、会務を審議処理する。

2 会計幹事は、本会の会計を監査する。

3 会計幹事は、役員会において運営に関する意見を述べることができる。

4 会計幹事は、年次大会において会計監査の結果を報告しなければならない。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は 2 年とし、その選任された年次大会から翌々年の定時年次大会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 幹事または会計幹事に欠員が生じ、代表幹事が必要と認めたときは、役員会の承認を得て補充する。

3 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期終了後も、後任が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第4章 会 議

(招集及び議長)

第12条 会議は、代表幹事が召集する。

2 会議の議長は代表幹事がこれにあたる。

(全体会合)

第13条 全体会合は年次大会と臨時大会とする。

2 年次大会は、県支部の年次大会の開催に合わせて行う。

3 臨時大会は、次の場合に開く。

(1) 代表幹事が、必要と認めたとき。

(2) 役員会が、必要と認めたとき。

(3) 会員の5分の1以上から会議の目的を明示して、請求があつたとき。

(全体会合の議決事項)

第14条 全体会合においては、本会における毎年度の事業内容に関する総括的な議題等を取り扱う。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 本則及び本則準じる規定等に関する事項

(4) 解散

(全体会合の決定要件)

第15条 全体会合は、会員をもって構成し、会員の2分の1以上の出席を必要とする。但し、委任状を含む。

2 全体会合の議決は、出席会員の2分の1以上をもって行い、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会)

第16条 役員会は幹事をもって構成し、次の事項について審議する。

(1) 全体会合に提出する議案に関する事項

(2) 全体会合より付託された事項

(3) 本会の運営に関する事項

(4) 本会の事業活動に関する事項

(5) その他、代表幹事が必要と認めた事項

(研究会等)

第17条 技術の啓発を図るため、専門技術に対応した研究会等を置くことができる。

第5章 会 計

(会計年度)

第18条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営経費)

第19条 運営経費は、次の収入をもって充当する。

(1) 会費

(2) その他の収入

(会計監査)

第20条 代表幹事は、毎会計年度の終了後、次の書類を作成しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支決算書
- (3) 備品目録

2 前項の関係書類は、役員会の審議を経て会計監査を受け、年次大会の承認を受けなければならない。

3 会計幹事は、会計監査の結果を年次大会に報告しなければならない。

(顧問)

第21条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は本会に特に功績のあった者とし、役員会において推薦を受けた者とする。

(附則)

- 1 設立時の役員は岩手県技術士会の現役員が引き継ぎ、任期を平成 27 年度の年次大会までとする。
- 2 この規則は、平成 25 年 7 月 20 日から施行する。